岩崎純一学術研究所 女性局 著

岩崎純一 総記

(字)

女性編纂別添資料

崎式 岩崎純一 の 図書館情報学・資料組織論に基づく体系化・組織化 十進分類法に関する序説、 総合アーカイブ・『岩崎純一全集』・岩崎純一 学問及び図書の分類、 学術研究所 の追究 個 人 の 知的 · 岩

監修 岩崎純一学術研究所『岩崎純一全集』編纂局

編纂、

本巻は、『岩崎純一全集』の序巻の女性編纂別添資料を成し、『全本巻は、『岩崎純一全集』の序巻の女性編纂別添資料を成し、『全本巻は、『岩崎純一全集』の序巻の女性編纂別添資料を成し、『全本巻は、『岩崎純一全集』の序巻の女性編纂別添資料を成し、『全本

序巻の第一次区分の女性系の解説内とする。収録する。収録場所は、の目的として特掲されていないときに留保されたものと推定するこの目的として特掲されていないときに留保されたものと推定するこるから、序巻に定められる通り、『全集』への収録を当該著作物の全ての著作者が下巻の第一次区分の女性系の解説内とする。

ない女性編纂別添資料は、【2系】以外の各系の女性系に収録する。一方、同権利の全部について、未だ岩崎所長への譲渡が完了して

目次

巻頭言

序巻本編について

女性の製作物(有体物)・著作物(無体物)の分類基準

二〇一五年四月二十四 日

一七年一 月十二日 公開

> あ は

ない

二〇一八年一月二十一日 更新

二〇一八年三月二十六日 最終更新

序巻本編について

る。 【女性系】 私たち女性局は、 の扱いの方針に従い、 岩崎所長により序巻本編において示された次の 女性編纂別添資料を編纂・ 整理す

含まれるものの、 有体物及び無体物が含まれる。 【女性系】には、 諸事情に基づき、女性編纂者(特定女性スタッフ)が管理する 第二巻から第六巻に定める通りの、 既に【1系】から【9系】までのいずれかに 女性に固有

将来に検討されてはいるが、 もので、総合編纂者たる岩崎純一への管理権限の全面的な移行が、 編纂別添資料 イブ【女性系】を女性編纂別添資料アーカイブ これらの製作物・著作物 ここに含まれる製作物・著作物の多くは、第六巻に定める女性 カイブ)と称する。 (略:女性資料) として編纂され取りまとめられる (女性編纂別添資料) 現在は留保されているものである。 (略:女性資料ア から成るアーカ

これらの製作物・著作物の多くは、 基本的には岩崎の著作物で

> とが規定されている同法第二十七条又は第二十八条に規定され 的として特掲されていないときに留保されたものと推定するこ その著作権の全部(著作権法第六一条第二項において、 の結果により分類する。 ることもある。女性の製作物については、所有権等に関する協議 動させるものとし、さらには、その本体資料(本編)へ移動させ れた著作物については、IJCW における女性編纂別添資料へと移 る権利を含む)が第六巻に定める通り本人から岩崎に直接譲渡さ 理を依頼された著作物、または、女性編纂者ら自身の著作物であ って、これら著作者の女性本人がIJCWへの収録を強く要望し、 3 但し、これらのうち、女性編纂者らが他の女性の著作者から管 ため、 (岩崎の製作物か、女性の製作物・著作物かのいずれ 【2系】IJCW(『全集』) 以外の各系に含まれ 譲渡の目

作 5 物 作物については、 が ち著作物の編纂資料については、基本的に編纂上の著作権の全部 物 に 著作物については、当該著作物に関わる全ての女性によって著 は、 より示されない限り、 権の全部を岩崎に譲渡する旨の意思が書面または電磁的記録 岩崎に譲渡されるため、【2系】IJCWに収録する。 のみから成るものも女性編纂別添資料と称するが、これらのう 女性編纂別添資料のうち、女性と岩崎との共同の製作物・著作 また一方、女性編纂者の編纂資料のうち、 女性のみによる製作物・著作物と同様に扱う。これらのう 所有権等に関する協議の結果により分類する。 IJCW に収録しない。 岩崎の製作物・ 女性と岩崎との 岩崎の製

する。同の製作物については、所有権等に関する協議の結果により分類

総合編纂者たる岩崎に対して大きな独立性を保つものである。 纂別添資料アーカイブ)は、 性類(【女性班】)と女性綱(【女性係】)の関係も同様である。 カイブとしては、 各局の配下にある九つの各女性部を統括する。すなわち、 女性局及び【女性系】の特称の仕方については、第二巻を見よ。 女性局が管理するこれら【女性系】以下のアーカイブ(女性編 女性局は、 また、女性群 各【女性系】は九つの各【女性群】の総称であ 局 (【女性部】) と女性類(【女性班】) から第九局と並列的に設置され、これら九 IJCA 内のアーカイブでありつつ、 の関係、 女

女性の製作物(有体物)・著作物(無体物)の分類基準

確認し、従うものとする。分類方針から導き出される次の方針をも、女性の視点から、今一度分類方針から導き出される次の方針をも、女性の視点から、今一度また、私たち女性局は、序巻本編の岩崎所長による第一次区分の

譲渡・移管可能な権利の全部(物権・所有権等)を強い意思を持より、この有体物について女性自身の有する権利のうち他の者に所持することに伴う個人的事情による苦痛を回避する目的等)にのうち、その提供者の女性が、一身上の都合(これを女性自身で製作者または所有者の女性から岩崎所長に提供された有体物

【7系】に分類せず、【1系】に分類する。って放棄し、これを岩崎所長に譲渡・移管したものについては

著作者または著作権者またはプライバシー権保持者の女性から岩崎所長に提供された無体物のうち、その提供者の女性が、一身上の都合(これを女性自身で所持することに伴う個人的事情に身の有する権利のうち他の者に譲渡・移管可能な権利の全部(著身の有する権利のうち他の者に譲渡・移管可能な権利の全部(著人に譲渡・移管したものについては、【8系】に分類せず、【2系】を岩崎所長に提供された無体物のうち、その提供者の女性が、一長に譲渡・移管したものについては、【8系】に分類せず、【2系】を岩崎所長に提供された無体物のうち、その提供者の女性が、一ち岩崎が表している。

例に従い解決する。(著作者人格権、登録・免許制の知的財産権等)については、判譲渡・移管できないか譲渡・移管が困難であると解される権利

権の全部が岩崎所長に対して譲渡された著作物のみを分類する。掲されていないときに留保されたものと推定することが規定されていないときに留保されたものと推定することが規定さままた、著作権法第六一条第二項において、譲渡の目的として特また、著作権法第六一条第二項において、譲渡の目的として特また、著作権法第六一条第二項において、譲渡の目的として特定を記述が出版。

また、私たち女性局は、とりわけ女子学生からアーカイブ収録の

要望を受ける各資料について、次の通り取り決める。

- 次の女性の製作物・著作物は、収録する。
- ※ 製作者・著作者の女性本人から収録の要望があったもの
- 務付けられている博士論文 機関リポジトリ、セルフアーカイブ等での公表が法令で義
- ※ 修士論文・卒業論文のうち、担当教員のサイト等で公表さ
- ※ 岩崎所長の活動と接点のないもの次の女性の製作物・著作物は、収録しない。
- は収録しない。 次の女性の製作物・著作物は、IJCA には収録するが IJCW に
- できないもの保持しないため、IJCWへの収録を希望しても権利の放棄が製作者・著作者の女性が物権、所有権、著作権等の全部を

※